



令和6年度

重要事項説明書



銚子市第二保育所

1. 事業の目的

銚子市第二保育所は、以下の運営方針に基づき児童の保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2. 銚子市の保育理念

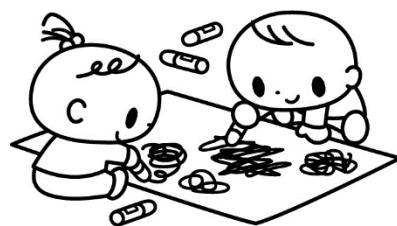
保育にあっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益のために、保護者や地域社会、関係機関と連携を図り、児童福祉を積極的に増進するとともに地域における子育て支援を行う。

3. 運営の方針

- ① 家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行い、個性を尊重した保育を行う。
 - ・子どもの心を大切にする保育
 - ・子どもの人権を念頭に置いた保育
 - ・子どもの視点に立った保育
 - ・子どもの持てる可能性を子ども自身の力で開花させていく保育
- ② 家庭や地域の様々な社会資源や関係機関との連携を図りながら、入所する子どもの保護者等に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

4. 保育の目標

- ① 元気にのびのびと遊ぶ子ども
- ② やさしさと思いやりのある子ども
- ③ よく見て、よく聞き、よく考えて行動する子ども



年齢別保育目標

0歳児	温かい雰囲気の中で個々の生活リズムを整え、気持ちよく毎日を過ごす。
1歳児	安心できる保育者との関係のもとで、自分の気持ちを素直に表し自立への欲求を満たしていく。
2歳児	保育者に見守られながら生活の中での体験を共感しあい、友だちとの関わりを楽しむ。
3歳児	保育者や友だちと遊ぶ中で、自分のしたいことや言いたいことを言葉や行動で表現する。
4歳児	保育者や友だちと遊びながら相手の気持ちを理解し、自分の思いを伝えられるようにする。
5歳児	生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせ活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。

5. 施設運営主体

事業者の名称	銚子市
代表者氏名	銚子市長
事業者の所在地	銚子市若宮町 1 番地の 1
電話番号	0479-24-8181

6. 銚子市第二保育所の概要

施設の種類	保育所						
施設の名 称	銚子市第二保育所						
所 在 地	銚子市後飯町6番地の20						
電 話 番 号	0479-22-1559						
施設長氏名	所長 室井 とし江						
利 用 定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	8	18	29	30	30	35	150
取り扱う保育事業	一時預かり保育						
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施						
職員への研修の実施状況	所内研修 外部研修						
認 可 年 月 日	昭和31年2月15日						

※ 利用定員は保育士の配置等の理由により入所児童数とは異なる場合があります。



7. 施設・設備等の概要

敷地面積	全 体	2601.24㎡	
	所 庭	707.00㎡	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建て	
	延床面積	1390.55㎡	
施設の内容	乳 児 室	1室	34.28㎡
	ほ ん く 室	1室	76.26㎡
	調 乳 室	1室	8.34㎡
	沐 浴 室	1室	6.93㎡
	医 務 室	1室	5.22㎡
	保 育 室	4室	2歳未満児 110.54㎡ 2歳児 94.50㎡
		5室	3歳以上児 255.52㎡ 一時預かり 64.63㎡
	遊 戯 室	1室	116.12㎡
	事 務 室	1室	47.47㎡
	調 理 室	4室	調理室 71.57㎡
			その他 30.56㎡
幼 児 用 ト イ レ	3室	1階乳児用便所 11.59㎡	
		1階幼児用便所 29.22㎡	
2階幼児用便所 46.12㎡			
そ の 他	廊下・機械室等	492.22㎡	
設備の種類	冷暖房・屋上可動式プール		



8. 職員体制

令和6年4月1日現在

職 名	職 務 の 内 容	常勤職員	うち※ 有資格者	非常勤	うち※ 有資格者
所 長	全般の管理・運営	1人	1人	人	人
保 育 士	児童の保育に関すること 指導計画の作成	12人	14人	人	人
管 理 栄 養 士	献立に関すること。児童 のアレルギー等に関すること	1人	人	人	人
調 理 員	給食調理に関すること	3人	人	人	人
事 務 員	保育所全般に関する事務	1人	人	人	人
嘱 託 医	児童の健康に関すること	人	人	2人	人

※保育士資格の有無

9. 提供する保育等の内容

当保育所は「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「保育所保育指針」「銚子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「銚子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則」、「銚子市保育所の設置及び管理に関する条例」等その他関係法令等を遵守し、保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

10. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	月曜日から金曜日：午前7時30分から午後6時30分 土曜日：午前7時30分から午後0時30分
休 所 日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日 その他市長が必要と認める日



11. 保育を提供する時間(開所時間)

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間※	午前7時30分から午前8時30分 午後4時30分から午後6時30分

※延長保育を利用する場合は通常の保育料のほかに、市が別に定めた延長保育料が必要となります。延長料金は保育所に現金で納付して頂きます。

デイリープログラム

時 間	0・1・2歳児	時 間	3・4・5歳児
7:30	早朝保育	7:30	早朝保育
8:30	登所 健康チェック 自由遊び	8:30	登所 健康チェック 自由遊び 排泄
9:50	排泄 おやつ	10:00	水分補給(麦茶) 年齢別 クラス別保育 戸外遊び・散歩
10:10	年齢別 クラス別保育 戸外遊び・散歩	11:30	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します。)
11:30	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します。)	12:00	排泄・給食準備 給食(年齢によって前後します。)
13:00	お昼寝	13:00	お昼寝
15:00	お昼寝終了 排泄	15:00	お昼寝終了 排泄
15:30	おやつ	15:30	おやつ
16:00	自由遊び 順次お帰り	16:00	自由遊び 順次お帰り
16:30	時間外保育(室内あそび)	16:30	時間外保育 (戸外遊び・室内あそび)
18:30	時間外保育終了	18:30	時間外保育終了

主な年間行事予定

4月	5月	6月	7月
入所式 お花見 銚子 TV 撮影 (5歳児)	定期健康診断(内科) 個人面談 保育総会・役員会 春の遠足(4,5歳児)	歯みがき指導 歯科検診 交通安全教室 カレーライスパーティー おやこふれあい運動会(全児童) 七夕飾りつけ 保健師による性のお話	七夕の集い 夏まつり プール開き
8月	9月	10月	11月
プール遊び	現地お迎え避難訓練	おにぎりパーティー ハロウィンパーティー 交通安全教室 保育参観(4,5歳児) 生活発表会(3歳児)	定期健康診断(内科) 所外保育(お弁当献立) ディズニー遠足(5歳児) 生活発表会(4歳児)
12月	1月	2月	3月
生活発表会(5歳児) クリスマス会	初詣 小学校見学(5歳児) よい子の栄養教室 交通安全教室 終了児写真撮影(5歳児)	節分(豆まき) 銚子 TV 撮影(5歳児) 公正図書館見学(5歳児) 交通安全教室(5歳児) 役員会	ひな祭り会 おわかれ会(5歳児) 保育終了お別れの式

上記のほかに毎月、誕生会・避難訓練があります。

12. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法について
自園調理

- ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月マチコミ配信にてお知らせします。



	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0~2歳児	9時50分頃	11時30分	15時30分頃	
3~5歳児		12時	15時30分頃	

児童の年齢に応じ、次の時間帯に食事の提供を行います。

- ③ アレルギー食・その他の対応状況
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談をしてください。その際には医師による診断書の提出が必要です。
除去食や代替食については、個別の相談や対応にも応じております。ただし、対応できない場合もあります。
- ④ その他衛生管理等
調理従事者に対する日々の管理、検便検査によるサルモネラ、O157等の検査を毎月行い、10月から3月までは、ノロウイルス検査も行っています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し徹底しています。

13. 保育料その他

保 育 料	未満児 銚子市が定める保育料(市外の方は居住する市町村が定める保育料) 以上児 無償
延長保育料	午前・午後の1回利用につき各100円
給 食 費	主食費500円/月・副食費6,000円/月 *令和6年度は、特例措置により主食費、副食費ともに保護者負担はありません
絵 本 代	5歳児 470円 4歳児 490円 3歳児 440円 2歳児 420円 1歳児 410円
保育活動費	遠足等行事に係る費用(利用者実費負担)
保 育 会	有り(500円/月 集金袋 徴収)
行 事 費 等	3歳以上児 500円/月 集金袋 徴収

14. 利用の開始について

銚子市の支給認定を受け、銚子市の利用調整に基づき当保育所に入所決定された後に保育の提供を開始します。

15. 利用の終了について

以下の場合は保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出したとき
- ④ 長期に欠席する場合
- ⑤ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

16. 嘱託医

当保育所の嘱託医は次のとおりです。

① 内科

医療機関の名称	島田総合病院
医師名	嶋田 隆
所在地	銚子市東町5-3
電話	0479-22-5401

② 歯科

医療機関の名称	塙歯科医院
医師名	塙 浩昭
所在地	銚子市東町2-20
電話	0479-24-4048

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	火災・地震・津波・風水害・不審者等を想定した避難訓練を月1から2回実施しています。			
防災設備	自動火災報知機	非常警報装置	誘導灯	消火器ほか
避難場所	後飯町公園（清水小学校）			

18. 緊急時における対応

- ① 保育・教育の提供中に児童の健康状態が急変したり、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。
- ② 保護者と連絡が取れず、緊急な治療が必要と判断した時は、保育所から直接医療機関を受診することがあります。保護者にはその後の対応をお知らせします。
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。
保育所内で発生した不慮の事故、登降所中定められた経路を通過中に起きた事故に対して支払った医療費を助成する制度で、全員が加入します。
ただし、子ども医療費助成制度などが優先して適用される場合もあります。

19. 賠償責任保険の加入

保険会社・種類	全国市有物件災害共済会・一般賠償保険
保険の内容	1事故につき 2億円

※このほかに運動会、所外活動の際には、傷害保険に加入しています。

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	木俣 鏡子(総括)		
受付責任者	室井 とし江 (所長)		
利用時間	午前8時30～午後5時15分		
連絡先	0479-22-1559		
第三者委員	吉田 悦子 電話 25-0750	田中 英子 電話 090-7902-0510	石毛 良美 電話 090-1991-6105
受付方法	面接、電話、文書などの方法で、相談・苦情を受け付けています		

21. 個人情報の保護に関する基本方針

1. 個人情報の取り扱いについては、銚子市個人情報保護条例及び銚子市情報セキュリティポリシーによるほか、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。
2. 他の公的機関への情報提供を伴う事例
 - (1) 小学校、転所先への保育所児童保育要録等の情報提供
 - (2) 児童相談所・教育委員会・子育て支援課・すくサポ・ケース会議等への情報提供
 - (3) 児童発達支援センターへの相談・支援にかかる情報提供
 - (4) 健診、検査の実施機関・健康診断、歯科検診
 - (5) 損害賠償等にかかわる弁護士及び保険会社等への相談・説明

22. 保健衛生について

医師による健康診断(年2回)、歯科検診を(年1回)実施しています。

なお、感染症または食中毒が発生、まん延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」等に基づき感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。感染症が発生したときは、コドモンでの配信で随時、お知らせいたします。

23. 薬について

- 1 薬の服用は原則として取り扱いませんが、保育時間内(給食前後)に服用が必要な方は「薬1回分」と「薬の連絡票」を提出してください。
- 2 「薬の連絡票」は、薬1回服用につき1枚提出してください。
- 3 連続して7日以上服用する場合は「与薬カード」を発行しますので記入してください。
- 4 薬と「薬の連絡票」は、必ず保育士に預けてください。

24. 登所についての注意

- ① 感染症及び伝染する病気にかかった場合は、登所を控えてください。
症状の現れ方は個人差がありますので、感染症が疑われる場合は早めに医療機関を受診してください。
- ② 特異体質や持病をお持ちのお子さんは、必ず担任にお知らせください。



25. 保育所と家庭の連絡について

- 1 コドモンを利用し保護者と保育所との連絡を行います。
- 2 お子さんのことや日常の子育てについて、疑問・悩み等がありましたら、気軽に担任または所長にご相談ください。
- 3 住所または連絡先の電話番号等を変更した場合は、速やかに担任へお知らせください。
- 4 緊急の場合を除き保育時間中の担任の呼び出し電話はご遠慮ください。
- 5 『土曜保育利用申請書』を提出されている方は、出席の有無をその週の木曜日までに必ず担任までお知らせください。
(保護者の急なお仕事で土曜保育を希望する場合は申請書の提出が必要です。)

26. 入所後注意していただくこと

- 1 毎朝健康状態をよく見て、発熱、咳、下痢等具合の悪い時は休ませてください。
- 2 毎朝登所前に子どもの持ち物を確認してください。
- 3 子どもの送り迎えは、保護者または同居の親族の方が行ってください。都合で他の人に依頼する場合は必ず事前に保護者から保育所に連絡してください。
- 4 定められた時間までに送り迎えができない時は、事前に保育所に連絡するかコドモン上でお知らせください。
- 5 お休みをする時は、午前9時までに保育所に連絡してください。
(連絡がない場合は保育所より確認の連絡を入れます)
- 6 病気等の理由で、保育所内の児童に感染のおそれがあると認められる時は、一定の期間休んでいただくことがあります。
- 7 保育料は、金融機関の口座振替になります。振替日の前日までに残高を確認してください。
- 8 保育会費、行事費等については、「納入袋」を渡しますので、指定日に納めてください。
- 9 保育所及び保育会の行事には、できるだけ参加をお願いします。



27. 用意していただくもの

持ち物 年齢	※1		※2	※3	※4					※5	※6	※7	※8
	午睡用ふとん	上靴と上靴袋	おむつとおしりふき	着替え用衣類	乾いたおしぼりタオル	乾いたおしぼりタオルとケース	食食用エプロン	コップ・コップ袋	ひも付き手拭き用タオル	外遊び用靴	通所用カバン	午睡用着替え	水筒
0歳児	○	/	○	○	○	/	○	/	○	/	○	/	/
1歳児	○	/	○	○	○	/	○	/	○	○	○	/	/
2歳児	○	○	○	○	/	○	/	○	○	/	○	/	/
3歳児	○	○	○	○	/	○	/	○	○	/	○	○	○
4歳児	○	○	/	○	/	○	/	○	○	/	○	○	○
5歳児	○	○	/	○	/	○	/	○	○	/	○	○	○

※1 布団カバーは紐ではなく、ファスナーで開閉できるもの。四隅にゴムが付いているパッド類は布団カバーの中へ入れてください。枕は使用しません。
毎週金曜日に持ち帰ります。

上靴は毎週金曜日に上靴袋に入れて持ち帰ります。

※2 おむつは5組以上。おむつの前面に記名をお願いします。

※3 0・1・2歳児は肌着、靴下、上着、ズボンなど3組（引き出し用）
3・4・5歳児は下着2組 上下衣類1組（引き出し用）

※4 毎日持ち帰ります。食食用エプロンは袖の無いもの

※5 通所用の他に1足用意してください。汚れたら持ち帰ります。

※6 指定なし。

0・1歳児は、毎日の持ち物や着替え、紙おむつ、汚れもの等が入るもの
2歳児～5歳児は、毎日の持ち物や着替え、汚れもの等が入る大きさをファスナー等で閉まるもの

※7 お昼寝前に着替えます。記名した袋に上下衣類・靴下を入れ毎日持ってきてください。

※8 午前中の所庭などでの水分補給に使用します。

◎連絡帳：満2歳の誕生日までコドモン「連絡帳」の入力をお願いします。

★『土曜保育利用申請書』を提出されている方は、出欠席の有無をその週の木曜日までにお知らせください。（コドモンの「その他」から入力いただいても良いです）



28. 入所進級時に用意していただくもの

① 家庭生活調査表・予防接種カード(記入して提出してください)

② その他

毎日カバンの中の物を確認して、不足しているものを補充してください。

満2歳の誕生日まで家庭連絡帳は、毎日コドモン『連絡帳』へ記入してください。満2歳の誕生日を過ぎても保育所からの連絡を受けたい場合は、担任にご相談ください。

持ち物には、すべて名前を書いてください。

29. 保育所からの連絡

- ・毎月1回「献立表」『給食室だより』を配信。
- ・月の行事予定は、コドモン『行事予定』からご確認ください。
- ・行事の内容等必要に応じて配信。
- ・子育てに必要なお知らせや連絡等もコドモンにて配信。
- ・正面玄関に感染症のお知らせを掲示。
- ・児童の送迎時の面談。
- ・5月に個人面談週間を行います。
- ・コドモン連絡帳(0・1歳児)
- ・支援が必要な家庭に対して電話連絡、家庭訪問を行います。

30. 虐待の防止のための措置に関する事項

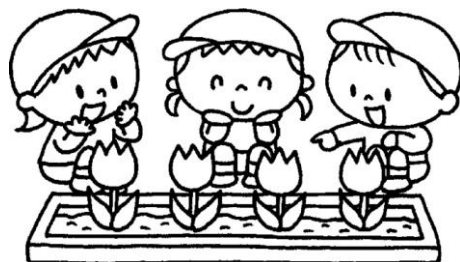
職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 子育て支援課・子育て世代包括支援センターすくサポとの連携
- ② 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用

31. 当保育所におけるその他の留意事項

当保育所では、保育会があり活動を行っています。

役員会は年3回程度開催します。



令和6年4月現在

津波第二避難場所
清水小学校

施設平面図

